

平成15年3月14日

照会先：厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母子保健課

宮本（7933）天本（7939）

電話 03-5253-1111（代）

03-3595-2544（直）

第26回厚生科学審議会生殖補助医療部会の傍聴について

この度、3月26日（水）13時から、厚生労働省専用第21会議室（中央合同庁舎5号館17階）において、第26回厚生科学審議会生殖補助医療部会を開催することとしたので、その傍聴について、別添のとおり公表する。

なお、別添については、厚生労働省ホームページにおいても、同様に公表することとしている。

平成15年3月14日

第26回厚生科学審議会生殖補助医療部会の傍聴について

標記の会議を下記のとおり開催いたします。
傍聴を希望される方は募集要領によりお申し込みください。

記

<第26回>

1. 日時 平成15年3月26日(水)
13:00~17:00
2. 場所 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省専用第21会議室(中央合同庁舎5号館17階)
3. 議事 (1) 検討課題について
(2) その他
4. 募集定員 50名
5. 募集要領
 - ・ 傍聴の申し込みは、生殖補助医療部会の開催の都度を実施します。
 - ・ 第26回生殖補助医療部会の傍聴申し込みの締め切り日は3月24日(月)厳守とし、葉書、ファクシミリ又は電子メールにてお申し込みください。
(詳細については、別紙を御参照ください。なお、申し込み期限を過ぎてからのお申し込みや電話等によるお申し込みはお受けできませんのでご了承ください。)
 - ・ また、会場の都合により、傍聴の申し込みが募集定員を超えた場合には、抽選となり、傍聴できない場合もあります。抽選の結果、傍聴出来ない方につきましては、後日、御連絡をいたします(傍聴可能な方には特段通知等いたしません。)

照会先

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
電話(代表) 03-5253-1111
(内線) 7938 長谷川

(1) 葉書で申し込みの場合

表	面	裏	面
50	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 母子保健課 宛	第26回 厚生科学審議会 生殖補助医療部会傍聴希望 傍聴希望者の ・お名前（ふりがな） ・ご住所 ・電話・FAX番号 （お差し支えなければ） ・勤務先・所属団体	

(2) ファクシミリ又は電子メールで申し込みの場合

ファクシミリ番号 : 03-3595-2680

電子メールアドレス : seishoku@mhlw.go.jp

・宛先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課 宛

・記載事項

第26回厚生科学審議会生殖補助医療部会の傍聴について
傍聴希望者のお名前（ふりがな）・連絡先住所・電話及びファクシミリ番号・
（お差し支えなければ）勤務先・所属団体

- ※ 車椅子をお使いになれる方はその旨お書き添えください。
また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のお名前も併せてお書き添え
ください。
- ※ 複数名お申し込みの場合もお一人ずつの記載事項をお書きください。

傍聴される皆様への注意事項

厚生科学審議会生殖補助医療部会の傍聴に当たっては、次の注意事項を遵守してください。

これらを守られない場合は退場していただくことがあります。

1. 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
2. 携帯電話・ポケットベル等の電源は必ず切って傍聴してください。
3. 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は御遠慮ください。
4. 静粛を旨とし、意見聴取の妨害になるような行為は慎んでください。
5. 意見聴取における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
6. 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することは御遠慮ください。
7. 傍聴中、飲食及び喫煙は御遠慮ください。
8. 傍聴中の入退席はやむをえない場合を除き慎んでください。
9. 銃器その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
10. その他、部会長及び厚生科学審議会生殖補助医療部会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

厚生科学審議会生殖補助医療部会事務局